

○住民税の通知書に関する要望

Q住民税の通知書および国民年金振込通知書について、次の3点の要望がある。

1. 都民税の通知書に、公的年金から住民税が徴収される旨の注意事項が用紙の端にあるが、字が小さく高齢者には見えない。この注意事項だけ別の用紙に記載し、通知するようにしてほしい。
2. 厚労省が発行している年金振込通知書のなかで、直近に送付されたものとその前月に送付されたものを比較したとき、国民健康保険料額が変更されていた。この理由を年金機構に尋ねたところ、区に聞くように言われた。
区と国（年金機構）と連携して1カ所で説明できるようにするとともに、通知書にも変更の理由を記載するようにしてほしい。
3. 年金振込通知書（厚労省発行）の中に、「個人住民税」という欄があるが、これが都民税・区民税を指しているのであれば、「個人住民税（都民税・区民税）」のように税の名称を明記してほしい。

A

1. 住民税の通知書について

区といたしましては、区民の皆様への通知書は分かりやすく記載するよう心がけているところですが、多くの情報を限られたスペースに記載するため、文字が小さい旨のご指摘をいただくことがあります。

公的年金からの特別徴収についてのご説明につきましては、より分かりやすく別用紙を作成する方向で検討をしているところです。

2. 厚生労働省発行の年金振込通知書中の変更事項について

国民健康保険料については、全加入世帯の世帯主の方に毎年6月に保険料の決定通知をお送りして、6月から3月までに納付していただいております。ただし、平成20年度から開始されました年金からの特別徴収の方については、4・6月に2月と同額を仮徴収させていただいております。6月の保険料決定通知により年間保険料が確定され、4・6月徴収分を除いた保険料を8・10・12・2月に均等に割り付けております（100円未満の端数は10月に割り付けます）。

保険料は前年所得から計算されますが、毎年の所得の変動、保険料計算の料率の変動等により、毎年の保険料額は変動します。このため、4・6月の保険料と8月の保険料が変動することが多くなります。

「区と国（年金機構）と連携して」とのご要望については、これまで区と国では、保険情報と年金情報の共有化など、一定の連携に努めてきたところですが、内容についてはそれぞれの責任で行なうことが必要であり、区と国のいずれか一方で対応せざるを得ない場合がございます。できる限り国との情報共有に努めてまいります。

3. 厚生労働省発行の年金振込通知書中の「住民税の表記」について

「都民税・区民税」は東京都 23 区に限定されるように、住民税は各自治体で名称が異なっております。

年金振込通知書は、国（厚生労働大臣）から公的年金に関する事務の委任・委託を受けた日本年金機構が取り扱っております。全国共通の形式になっていることから、全国共通の「個人住民税」と明記しております。

(総務部税務課)